

清涼飲料水・ミネラルウォーター の規格基準が変わりました。

公衛検は

低価格・短納期・高品質が自慢です！

1. 低価格

主力業務である水質検査のスケール
メリットを活かした安価な料金設定

2. 短納期

経験豊富な人材と多数の検査機器で
納期短縮

3. 高品質

水質検査40年以上の実績

058-247-1300
まずはお電話ください！

経験豊富なスタッフが対応いたします。
まずはお気軽にお問い合わせください。
メール・FAXでのお問合せはこちら
Mail: grc@koeiken.or.jp
Fax: 058-248-0229

改正の概要

平成30年7月13日告示

清涼飲料水については、水道法（昭和32年法律第177号）やコーデックス委員会等の国際基準との整合性を踏まえ、平成26年12月に規格基準の改正を行いました。当時、改正を行わなかった亜鉛、アンチモン、ヒ素、マンガン、亜硝酸性窒素、ホウ素、鉄及びカルシウム、マグネシウム等（硬度）について、今般、内閣府食品安全委員会から評価結果の答申があったことから規格基準の改正を行うこととなりました。

一般財団法人 岐阜県公衆衛生検査センター（公衛検）
〒500-8148 岐阜県岐阜市曙町 4-6
TEL : 058-247-1300
FAX : 058-248-0229
<http://www.koeiken.or.jp/>

詳しくは弊社ホームページをご覧ください。

岐阜 検査

検索

お電話でのお問い合わせ・ご注文は
TEL.058-247-1300

1 改正の内容

1. 清涼飲料水の成分規格で規定する「ミネラルウォーター類のうち殺菌又は除菌を行わないもの」基準値について、次表のとおり改正されました。

(単位：mg/L)

物質名	改正後	改正前
亜鉛	基準値なし	5 以下
アンチモン	0.005 以下	基準値なし
ヒ素	0.01 以下	0.05 以下
マンガン	0.4 以下	2 以下
亜硝酸性窒素	0.04 以下	基準値なし
ホウ素	5 以下	ホウ酸として 30 以下

2. 清涼飲料水の成分規格で規定する「ミネラルウォーター類のうち殺菌又は除菌を行うもの」の基準値について、次のとおり改正されました。

(単位：mg/L)

物質名	改正後	改正前
亜鉛	基準値なし	5 以下
アンチモン	0.005 以下	基準値なし
ヒ素	0.01 以下	0.05 以下
マンガン	0.4 以下	2 以下
亜硝酸性窒素	0.04 以下	基準値なし
ホウ素	5 以下	ホウ酸として 30 以下

3. 清涼飲料水の製造基準で規定する「ミネラルウォーター類、冷凍果実飲料及び原料用果汁以外の清涼飲料水」の原料として用いる水のうち水道水でない場合の基準値について、次表のとおり改正されました。

(単位：mg/L)

物質名	改正後	改正前
鉄	基準値なし	0.3 以下
カルシウム、マグネシウム等（硬度）	基準値なし	300 以下

2 施行・適用期日

公示の日（平成 30 年 7 月 13 日）から適用されます。ただし、アンチモン、ヒ素、マンガン、亜硝酸性窒素及びホウ素については、公布の日から 6 月以内に限り、なお従前の例によることができます。

3 検査項目及び検査料金

ミネラルウォーター類の成分規格は、殺菌又は除菌を行うか否かにより検査項目が異なります。ミネラルウォーター類以外の清涼飲料水の場合は、ヒ素及び鉛が個別規格として定められています。

また、金属容器入りの場合はスズが、りんご果汁のみを原料とするものはパツリンがそれぞれ追加されます。

各規格及び基準に対応するセット料金を設定しておりますが、製造条件等により検査項目及び検査料金変動します。お気軽にお問い合わせください。

4 検査結果が出るまでの期間

試料到着後、原則として **10 営業日**で結果書を発行いたします。
(ご要望により速報連絡もいたします。ご相談ください。)

5 受付日時

平日 月曜～金曜 **8:45～17:30**

(ご要望により上記以外での対応もいたします。ご相談ください。)

ミネラルウォーター類（殺菌・除菌無）の化学物質等の成分検査

No.	項目名
1	アンチモン
2	カドミウム
3	水銀
4	セレン
5	銅
6	鉛
7	バリウム
8	ヒ素
9	マンガン
10	六価クロム
11	シアン（シアンイオン及び塩化シアン）
12	亜硝酸性窒素
13	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素
14	フッ素
15	ホウ素

ミネラルウォーター類（殺菌・除菌有）の化学物質等の成分規格

No.	項目名
1	アンチモン
2	カドミウム
3	水銀
4	セレン
5	銅
6	鉛
7	バリウム
8	ヒ素
9	マンガン
10	六価クロム
11	亜鉛素酸
12	塩素酸
13	クロロホルム
14	残留塩素
15	シアン(シアンイオン及び塩化シアン)
16	四塩化炭素
17	1,4-ジオキサン

No.	項目名
18	ジクロロアセトニトリル
19	1,2-ジクロロエタン
20	ジクロロメタン
21	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン
22	ジブromokロメタン
23	臭素酸
24	亜硝酸性窒素
25	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素
26	総トリハロメタン
27	テトラクロロエチレン
28	トリクロロエチレン
29	トルエン
30	フッ素
31	ブromोजクロロメタン
32	ブromホルム
33	ベンゼン
34	ハウ素
35	ホルムアルデヒド
36	有機物等(全有機炭素)
37	味
38	臭気
39	色度
40	濁度

ミネラルウォーター類（殺菌・除菌無）の化学物質等の製造基準

No.	項目名
1	芽胞形成亜硫酸還元嫌気性菌
2	腸球菌
3	緑膿菌
4	大腸菌群
5	細菌数